

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月まで

妻が、市役所職員の A さんに相談したところ、今しかないからと言われ、私と妻の未納の国民年金保険料全部を急いで一括納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金については申立人の妻に任せていたとしており、申立人の妻は、B 市役所職員の A さんに相談して未納の国民年金保険料全部を納めることにしたと述べているところ、B 市では、当該職員は昭和 46 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで関連部署に所属していたと回答しているとともに、申立人の妻は、市役所で年金相談した時期は C 事業所に勤め始めた冬で、同事業所に勤めてから約 3 か月後に厚生年金保険に加入したと述べているところ社会保険庁のオンライン記録によると、C 事業所での厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 51 年 2 月 23 日であることが確認できることを踏まえると、申立人の妻は 50 年 11 月ごろに同事業所で勤め始め、この時期に同職員に年金相談したものと推認される。

また、申立人の妻は、「A さんに『今しかないんだから』と言われて慌てて主人と私の国民年金保険料を納めた。」と述べているところ、申立人の妻の特殊台帳には、第 2 回の特例納付実施期間の最終月である昭和 50 年 12 月 24 日に特例納付している記録が確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している

上、申立人の妻については、申立期間を含む全期間納付済みであることから、申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び同年5月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年5月から45年3月まで

申立期間当時は、両親と同居し、主として父の家業の手伝いをして生計を共にしていた。国民年金保険料は、納税組合を通じて父親が納めていた。両親に未納は全く無いのに、私一人保険料が未納ということは考えられない。これまで一度も督促を受けたことも無く、全期間完納しているものと思っていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父が家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していたとしているところ、地区のコミュニティーセンターには、昭和43年9月及び同年12月の「国民年金集金報告書」が保管されており、同報告書によれば、申立人は、43年9月及び同年12月には、納付組織を通じ、申立人の両親と一緒に保険料を納付していた事実が確認できる。

また、A町によれば、申立期間当時、同町B地区においては、納税組合が国民年金保険料を集金し、役場支所において納付の上、検認を受けていたとしており、納税組合の会計担当者に国民年金手帳を預け、定期的に納付していたとする申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて未納期間が無く、申立人の父、申立人の母及び申立人の妻についても未納期間が無いなど、申立人の家族の納付意識はきわめて高いと考えられる。

加えて、申立人は、中学校卒業後は一貫して申立人の父と共に家業に従事し、出稼ぎ等に行ったことも無いとしているなど、申立期間の前後を通じて、住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私の国民年金の保険料は、義父が常に夫の分と一緒に納付している。夫の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間の保険料は特例納付していることから、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料は申立人の義父と一緒に納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 35 年 11 月 9 日に払い出されている上、社会保険庁保管の特殊台帳及び A 町保管の国民年金被保険者名簿によると、納付日が確認できる昭和 41 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を納めたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、社会保険庁保管の特殊台帳及び A 町保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間に係る申立人の夫の保険料は、55 年 6 月 27 日に第 3 回特例納付により納付されたことが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について未納が無く、申立人の義父は、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月
私が持っている国民年金手帳には、昭和46年3月の欄に検認印が押されている。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している国民年金手帳に、申立期間に係る検認印が押されていることから、申立期間は納付済みであると主張しているところ、同手帳の申立期間に係る昭和46年3月分の国民年金印紙検認記録欄には、検認印が押された形跡が確認できる。

また、同手帳に押印されている検認印の日付は昭和46年7月20日となっているが、仮に当該分の国民年金保険料が還付されたのであれば、本来、社会保険庁に存在すべき特殊台帳は無く、A町保管の被保険者名簿にも還付されたことを示す形跡が見られない。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間以外未納が無く、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っている上、申立期間当時同居していた申立人の両親及び申立人の兄の国民年金保険料は加入期間中、すべて納付済みとなっていることから、申立人の家族の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月及び同年4月
会社を辞めた数か月後、未納分の支払通知が届いたので納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた数か月後、国民年金保険料の請求書が届いたので納付したと主張しているが、会社を辞めた後に国民年金への加入手続を行ったかどうかは分からないとしており、申立期間の具体的な加入手続の状況が不明である。

また、申立人は、届いた請求書が国民年金のものかどうかは分からないとしており、納付したとする金額も覚えていないなど、申立期間の具体的な保険料納付の状況が不明である。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿には申立期間に係る資格記録の記載が無いことから、申立期間は未加入期間となり、納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から51年3月まで
当時の私の国民年金保険料は、すべて妻が納付しており、特例納付で納付したときからは毎月納付し、納付の際はいつも夫婦二人分一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金への加入手続を行っていたとしているが、申立人の妻によると年金制度発足当初は加入手続をせず、その後の昭和40年から49年までにおいても加入手続をしていないと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月18日に夫婦連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は、昭和34年4月に婚姻後、A市以外に住民票を異動したことが無いことから、申立人夫婦に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の特例納付の状況は、社会保険庁の特殊台帳によると、昭和36年4月から37年3月までの保険料は50年12月19日に、37年4月から40年4月までの保険料は54年1月31日に納付されていることが確認できるが、納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間についての納付方法及び納付金額などは分からないとしており、具体的な納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで

当時の私の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に納付しており、特例納付で納付したときからは毎月納付し、納付の際はいつも夫婦二人分一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を夫婦二人分行っていたとしているが、年金制度発足当初は加入手続をせず、その後も加入手続をした記憶が無いと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月18日に夫婦連番で払い出されており、払出時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は、昭和34年4月に婚姻後、A市以外に住民票の異動が無いことから、申立人夫婦に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の特例納付の状況は、社会保険庁の特殊台帳によると、昭和36年4月から40年3月までの保険料を50年12月19日に納付していることが確認できるが、申立人は、申立期間についての納付方法及び納付金額などは分からないとしており、具体的な納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年9月までの期間及び42年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年9月まで
② 昭和42年4月から同年10月まで

私は、国民年金の保険料を免除されており、数年後に役場から手紙が届き、免除された分を夫婦一緒に1回で納めた。免除のままであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間の国民年金保険料を数年後に追納したと主張しているが、追納した時期や金額は分からないとしており、申立期間に係る追納の具体的な状況が不明である。

また、申立人は、追納したのは1回だけであるとしているが、社会保険庁保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人及び申立人の夫は追納を複数回行っていることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に追納したと主張しているが、社会保険庁保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人と申立人の夫が追納した期間及び時期は一致していない上、申立人の夫については、申立期間①のうち、昭和41年4月から同年9月までは免除期間であり、申立人の主張には不合理な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 461 (事案 26 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から51年3月まで
昭和36年4月から国民年金に加入しており、61年3月までの加入期間の保険料はすべて納付してきたと思っている。申立期間は身に覚えの無い未加入期間で、その期間中に近所の人に未納の通知が届き、私には届いていなかったことから、その人と二人で市役所に確認しに行った記憶がある。
申立期間の保険料は農協で納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間中に居住していた複数の市町村が作成し保管していた国民年金被保険者名簿に、それぞれ昭和40年11月1日資格喪失の記載があり、申立人と申立てにある近所の住人は、51年に時期を前後して国民年金に任意加入している上、申立てにある近所の住人からも申立内容を裏付けるような証言は得られなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回、国民年金保険料はバスで市役所まで行き市役所の窓口で納付したとしていたものを、新たに「A農協B支所で納付した記憶がある」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立人は同農協を利用していたことの説明の一つとして、貯金解約時に20万円から30万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来たとしているが、A農業協同組合では、申立期間に係る資料については保存期限を経過し残っていないが、貯金解約時の説明については事実と相違しているとしており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 5 月から同年 12 月までの期間、41 年 3 月から 43 年 12 月までの期間、49 年 12 月から 52 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 5 月から同年 12 月まで
③ 昭和 41 年 3 月から 43 年 12 月まで
④ 昭和 49 年 12 月から 52 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑥ 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

旧 A 村時代、毎月第三日曜日が地区の納税日で、納税組合長から渡された一年分の納付書に、毎月領収した旨の印鑑をもらっていたので、全部納付済みであると思っており、免除申請もしていない。未納や免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の両親が納めていたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、申立人の母は高齢のため聴取が困難な状態であるとしているなど、申立期間の保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、40 歳ごろまでは申立人の父が、納税組合を通じて申立人及び申立人の両親の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、B 社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人の両親については、申立期間①、②及び③を含む期間において免除期間や過年度納付期間、追納期間等が散見され、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和 49 年 12 月 21 日となっていることから、申立期間①、②及び③については未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 12 月に払い出されていることから、申立期間④については、払出時点で既に時効により納付できない期間となる。

加えて、申立人は、昭和 38 年 9 月以降住民票の異動が無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの期間、48年3月及び同年9月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年3月まで
② 昭和48年3月
③ 昭和48年9月から49年9月まで

申立期間は、父親が加入して保険料を納めたと聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、当初、20歳のころ申立人の国民年金保険料を納付していたことを申立人の父から聞いたとしていたが、聴取したところ「年金手帳に初めて被保険者になった日が昭和45年5月と記載があったのでそう思った。」としており、申立人の父から申立期間に係る保険料を納めたとの話は聞いていなかったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月16日に、申立人の母と連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月まで

昭和 42 年 6 月に病気のため A 村役場を退職した後、実家で療養中の私に代わって、夫が、役場に共済の退職金を受取りに行った。その際、退職金の担当者に、老後に年金が受けられるように退職金の中から年金の保険料を納めるか、それとも退職金をそのまま持って行くか、と言われたので、国民年金保険料を前倒しで納付した。その時は年金手帳も領収書ももらわなかったが、数か月後、上司であった B 氏が私の自宅に立ち寄り、「これ大事にしておけよ。将来お金がもらえるからな。」と言って証明書らしきものを置いていった。

A 村役場を辞めた昭和 42 年 6 月から、C 村役場で再就職する 46 年 3 月までの間が、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に申立人の夫が同年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を前倒しで納付したと主張しているが、当時は制度上、翌年度以降の保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張には不合理な点がみられる。

また、申立人は、A 村（現在は、D 市）を退職する際に、退職手当から国民年金保険料を引去りされたとしているが、D 市役所 A 支所によれば、退職手当から国民年金保険料を引去りすることは無く、国民年金の窓口以外で国民年金保険料を納めることはできなかったと回答しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の夫は、申立人の退職金を受領する際に引去りされたものが何であるかは明確には聞いておらず、尋ねてもいないとしている。また、申立人は、B 氏からは「将来お金がもらえるから」と言われたのみであり、

手渡された用紙が何であったのかは分からないとしている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の手帳記号番号から、平成6年5月から同年6月の間に払い出されていることが確認でき、払出時点で申立期間は時効により納付できない期間となる上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けたことは無いとしているなど、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。